

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の賦課等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、地方税の賦課等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京田辺市長

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)課税・非課税の住民に関する情報管理(2)課税根拠資料に係る個人特定及び管理(3)所得及び控除の管理(4)課税標準額及び税額の算出(5)各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理(6)扶養関係情報の管理(7)各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行(8)各税目の証明書等の証明書の発行(9)税目ごとの口座登録(10)滞納整理に係る個人の特定及び管理(11)督促状の発送(12)地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分(13)地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行(14)市税の還付(15)市税の減免
③システムの名称	基幹業務支援システム、申告支援システム、eLTAX、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価図形計算システム、登記履歴管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX個人住民税電子申告システム、マイナポータル申請管理、証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル、収納簿ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、統合宛名ファイル、還付請求書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">[実施する]1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供】項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173 【情報照会】項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課、国保医療課
②所属長の役職名	税務課長、国保医療課長
6. 他の評価実施機関	

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>
判断の根拠		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚などに保管している。また、USBメモリは事前に許可を得た端末でのみ使用できるようにしており、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	I-1-③ システムの名称	基幹業務支援システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	基幹業務支援システム、申告支援システム、エルタックス、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和2年3月27日	I-1-③ システムの名称	基幹業務支援システム、申告支援システム、エルタックス、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	基幹業務支援システム、申告支援システム、エルタックス、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	修正
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴い、法令上の根拠に号ずれが生じたため。
令和6年4月1日	I-1-② 事務の概要		市税の還付	事前	
令和8年2月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)課税・非課税の住民に関する情報管理 (2)課税根拠資料に係る個人特定及び管理 (3)所得及び控除の管理 (4)課税標準額及び税額の算出 (5)各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 (6)扶養関係情報の管理 (7)各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 (8)各税目の証明書等の証明書の発行 (9)税目ごとの口座登録 (10)滞納整理に係る個人の特定及び管理 (11)督促状の発送 (12)地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 (13)地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 (14)市税の還付 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)課税・非課税の住民に関する情報管理 (2)課税根拠資料に係る個人特定及び管理 (3)所得及び控除の管理 (4)課税標準額及び税額の算出 (5)各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 (6)扶養関係情報の管理 (7)各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 (8)各税目の証明書等の証明書の発行 (9)税目ごとの口座登録 (10)滞納整理に係る個人の特定及び管理 (11)督促状の発送 (12)地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 (13)地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 (14)市税の還付 (15)市税の減免	事後	
令和8年2月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	基幹業務支援システム、申告支援システム、エルタックス、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX個人住民税電子申告システム、マイナポータル申請管理、証明書コンビニ交付システム	基幹業務支援システム、申告支援システム、eLTAX、国税連携システム、税務共同化システム、共同徴収支援システム、固定資産税地図システム、家屋評価图形計算システム、登記履歴管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX個人住民税電子申告システム、マイナポータル申請管理、証明書コンビニ交付システム	事前	
令和8年2月16日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番16	番号法第9条第1項、別表番24	事後	
令和8年2月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120 【情報照会】項番27	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供】項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173 【情報照会】項番48	事後	